

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部の機関に委託している。委託先に対しては、個人情報の保護及び取扱い事項を遵守するよう契約締結している。

評価実施機関名

千葉県 銚子市長

公表日

令和6年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	【事務全体の概要】 母子保健法に基づき、妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等の実施、子育て世代包括支援センター事業の実施など母性並びに乳幼児の健康保持及び増進に関する事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(第26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条第1号から第11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 69の2の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 【情報提供】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 56の2の項、69の2の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条、第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4番地の8 電話0479-24-8070

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1ー③システムの名称	健康管理システム	健康かるて	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	5ー①部署	健康福祉部 健康づくり課	健康づくり課	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	5ー②所属長	健康づくり課長 越川 俊博	健康づくり課長	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	平成27年8月20日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成30年4月1日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	平成27年8月20日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		記載事項の追加	事後	「Ⅳ リスク対策」の追加
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 56ー2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 56ー2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき母子保健事業の実施、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。	【事務全体の概要】 母子保健法に基づき、妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等の実施、子育て世代包括支援センター事業の実施など母性並びに乳幼児の健康保持及び増進に関する事務を行う。	事後	ぴったりサービスを利用した妊娠届開始によるもの
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康かるて	健康管理システム(健康かるて)、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	ぴったりサービスを利用した妊娠届開始によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第40条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(第26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条第1号から第11号	事後	記載方法を変更
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 56-2の項 ・行政手続における特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 56-2の項 3 行政手続における特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	事後	記載方法を変更
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 56－2の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 69の2の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 【情報提供】 1 番号法第19条第8号 2 番号法別表第2 56の2の項、69の2の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条、第38条の3	事前	評価の再実施(見直し)
令和6年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	評価の再実施
令和6年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	評価の再実施